

「おれんじめーる」配信ガイドライン

前橋市子ども安全情報共有システム電子メール

平成27年10月1日 前橋市教育委員会

1 趣 旨

このガイドラインは、前橋市個人情報保護条例（平成9年9月22日前橋市条例56号）に基づき、個人情報の保護と児童生徒、園児の安全安心の確保のために、学校（園）から保護者への電子メール（愛称 ※「おれんじめーる」）による情報配信（以下メール配信）について、必要な事項を定めるものとする。

※「おれんじめーる」＝「お知らせ・連絡（れんらく）・情報（じょうほう）」のメールということから名付けました。

2 管理責任者

校長、園長をメール配信管理責任者とする。メール配信管理責任者は、以下の事項について管理する。

- (1)配信用名簿
- (2)配信記録（配信日時 配信内容 配信対象 配信人数）

3 対象者

メール配信の対象者は、次の通りとする。

- (1) 在学、在園する児童生徒、園児の保護者（祖父母等）でメールアドレスを登録した者
- (2) 管理責任者が認めた者

4 登録等の方法

メールアドレスの登録、変更、削除は所定の登録用紙により行う。

5 配信方法

- (1) メール配信は、管理責任者の承認を受けた上で行う。
- (2) 学校外からメールを配信する場合は、基本的に管理責任者が行う。
- (3) メール配信は学校、園ごとに行う。
- (4) 配信単位は全校（園）一斉・学年・学級・教職員単位等を基本とし、特定個人へのメール配信は行わない。
- (5) メール配信は、学校、園から保護者に向けての一方向を原則とする。

6 配信する情報の範囲

メール配信する情報は、次の通りとする。

- (1) 児童生徒、園児の安全安心の確保に係わる情報
- (2) 学校、園の諸行事など教育活動に係わる情報
- (3) 管理責任者が必要と認める情報

7 配信する必要性

メール配信する情報は、次のような必要性が認められる場合に限る。

- (1) 事件・事故・災害・感染症等の発生により、保護者への連絡が必要となった場合
- (2) 遠足や修学旅行等の帰着時間が大幅に変更される場合
- (3) 学校行事の中止や開始時刻変更の場合
- (4) その他、管理責任者や教育委員会が必要性を認めた場合

8 配信内容

メール配信の本文には、原則として次の内容を記載する。本文は簡潔に内容をまとめ、文字以外のデータは配信しない。

- (1) メール配信対象者の範囲
- (2) 連絡事項

9 実務担当者

管理責任者は、メール配信に関わる業務を行う実務担当者を任命することができる。

10 個人情報の扱い

児童生徒、園児の卒業時や卒園時、転出時には、登録された保護者等の名簿を速やかに削除する。

11 その他

このガイドラインは、情報通信ネットワーク環境等の変化に対応してその内容を検討の上、改正する。

附記 このガイドラインは平成20年4月1日から施行する。

附記 このガイドラインは平成27年10月1日から施行する。